



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

879	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
880	〃	( 〃 ).....	2
881	身体障害者福祉法による医師の指定の辞退	(障害福祉課).....	2
882	指定自立支援医療機関の指定	( 〃 ).....	3
883	〃	( 〃 ).....	3
884	〃	( 〃 ).....	3
885	〃	( 〃 ).....	3
886	県営ため池等整備事業の工事の完了	(農業農村整備課).....	4
887	森林病害虫等防除法による高度公益機能森林の区域変更	(森林整備課).....	4
888	保安林の指定	( 〃 ).....	4
889	保安林の指定施業要件変更予定	( 〃 ).....	4
890	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	5
891	〃	( 〃 ).....	5
892	和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更	(資源管理課).....	5
893	公共測量の終了	(技術調査課).....	6
894	道路の区域変更	(道路保全課).....	6
895	道路の供用開始	( 〃 ).....	6
896	道路の区域変更	( 〃 ).....	7
897	〃	( 〃 ).....	7
898	道路の供用開始	( 〃 ).....	7
899	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	8
900	〃	( 〃 ).....	8
901	道路の位置の指定	(都市政策課).....	10

### ○ 公安委員会告示

36	警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施	.....	10
----	--------------------------------	-------	----

### ○ 監査委員告示

2	包括外部監査人の監査の事務を補助させることができる旨の協議	.....	12
---	-------------------------------	-------	----

### ○ 公告

	和歌山県勤労福祉会館における指定管理者の募集	(労働政策課).....	13
	紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場における指定管理者の募集	(都市政策課).....	15
	河西緩衝緑地における指定管理者の募集	( 〃 ).....	19
	和歌公園における指定管理者の募集	( 〃 ).....	22
	秋葉山公園県民水泳場における指定管理者の募集	( 〃 ).....	25

## 告 示

和歌山県告示第879号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年8月20日まで縦覧に供する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年7月18日

2 名称

特定非営利活動法人心愛

3 代表者の氏名

橋本竜

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡串本町西向476番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、串本町近辺の高齢者及び障害者に対して、在宅サービス又は、施設サービスなどの介護活動に関する事業を行い、地域住民の福祉の利益の増進に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第880号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成30年8月23日まで縦覧に供する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成30年7月23日

2 名称

特定非営利活動法人WINコンコード

3 代表者の氏名

潰瀧順一

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市橋丁23番地 N4ビル

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県下の大学に留学している大学生及び大学院生等（以下「留学生等」という）に対し、生活上の支援や、情報の提供及び地域社会や文化とのふれあい、交流の機会を提供することにより留学生等が安心して快適な留学生活を送り、和歌山に対する関心や興味を喚起し、愛着や魅力を感じてもらうとともに、地域住民と相互理解を深め、多様で豊かな文化環境の醸成と、ヒューマンアクティヴネットワークの構築に寄与することを目的とする。

#### 和歌山県告示第881号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞退年月日
楠山良雄	循環器内科	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	平成 30.3.31

## 和歌山県告示第882号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
日本調剤九番丁薬局	和歌山市九番丁26	武田千晴	平成 30.8.1

## 和歌山県告示第883号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
株式会社くまの薬局御坊店	御坊市藪263-3 小林ビル1F	橋本清史	平成 30.8.1

## 和歌山県告示第884号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
エバグリーン薬局岩出高塚店	岩出市高塚188-1	山本明子	平成 30.8.1

## 和歌山県告示第885号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
---------	----------	------------------------------------	-------

くまのこころのクリニック	東牟婁郡那智勝浦町天満848-1	西山等	平成 30.8.1
--------------	------------------	-----	--------------

**和歌山県告示第886号**

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 大谷池地区
- 2 確定年月日 平成26年5月12日
- 3 工事を完了した時期 平成30年6月5日

**和歌山県告示第887号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項に基づく高度公益機能森林の区域を次のとおり変更したので公表する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更した区域

白浜町の区域内に存する森林の区域のうち高度公益機能森林の区域を次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第888号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市中辺路町近露字津毛川2375の1、2386の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第889号**

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第890号**

平成30年農林水産省告示第1354号(以下「告示第1354号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
中幸兵衛
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第1354号のとおり

**和歌山県告示第891号**

平成30年農林水産省告示第1355号(以下「告示第1355号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を紀美野町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
炭家英規  
森本寅松  
中越實之助
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第1355号のとおり

**和歌山県告示第892号**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を平成30年7月9日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更後の計画に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課、海草振興局農林水産振興部農業水産振興課、有田振興局農林水産振興部農業水産振興課、日高振興局農林水産振興部農業水産振興課、西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備えて縦覧に供する。

**和歌山県告示第893号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき和歌山市長職務代理者と和歌山市副市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 平成30年1月5日から同年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部（総延長22.2km）

**和歌山県告示第894号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
橋本市柱本字沓掛54番1地先から同市柱本字沓掛54番3地先まで	旧	8.21 ） 14.04	55.00	
同上	新	10.49 ） 16.12	55.00	

**和歌山県告示第895号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市柱本字沓掛54番1地先から同市柱本字沓掛54番3地先まで

供用開始の期日 平成30年8月7日

## 和歌山県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市龍神村東字寺野原506番1地先から同市龍神村東字上えざ1014番地先まで	旧	5.40 } 22.90	1,473.50	高橋 L=61.10

## 和歌山県告示第897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出野上線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
紀の川市貴志川町前田字本前田559番地先から同市貴志川町前田字本前田86番3地先まで	旧	8.66 } 10.92	132.45	
同上	新	10.01 } 14.67	132.45	

## 和歌山県告示第898号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 岩出野上線

供用開始の区間 紀の川市貴志川町前田字本前田559番地先から同市貴志川町前田字本前田86番3地先まで

供用開始の期日 平成30年8月7日

**和歌山県告示第899号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

**1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域****(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類**

土石流及び急傾斜地の崩壊

**(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称**

貴志川右支渓（1-302-1-001）、貴志川右支渓（1-302-1-002）、貴志川右支渓（1-302-1-003-1）、貴志川右支渓（1-302-1-003-2）、貴志川右支渓（1-302-1-004）、黒蔵谷（1-302-1-006）、貴志川右支渓（1-302-2-007）、貴志川右支渓（1-302-2-008）、貴志川右支渓（9-302-1-901）、栗林（I-496）、横山（I-497）、牛屋谷（I-498）、大藪（I-499）、長谷（5）（I-3547）、長谷（6）（I-3561）、長谷（8）（I-3640）、長谷（201）（II-2407）、長谷（202）（II-2411）、長谷（203）（II-2412）、長谷（204）（II-2413）、長谷（205）（II-2414）、長谷（206）（II-2415）、長谷（207）（II-2416）、長谷（208）（II-2418）、長谷（209）（II-2419）、長谷（210）（II-2422）、長谷（304）（III-1312）、長谷（305）（III-1313）、長谷（308）（III-1316）、長谷（309）（III-1317）、下佐々（I-502）

**(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示**

次の図書のとおり

**(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項**

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**2 土砂災害警戒区域****(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類**

土石流及び急傾斜地の崩壊

**(2) 土砂災害警戒区域の名称**

貴志川右支渓（1-302-1-005）、長谷（311）（III-1319）

**(3) 土砂災害警戒区域の表示**

次の図書のとおり

**(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項**

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第900号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

中原谷(5-387-1-020)、日高川右支溪(5-387-1-021)、コオモリ谷(5-387-2-025)、倉の谷(5-387-2-027)、日高川右支溪(5-387-2-028)、日高川右支溪(5-387-2-029)、日高川右支溪(5-387-2-030)、井ノ久保谷(5-387-2-031)、下谷(5-387-2-032)、古屋谷(5-387-2-034)、東谷(5-387-2-035)、背戸谷(5-387-2-038)、串本谷(5-387-2-058)、日高川左支溪(5-387-2-060)、日高川左支溪(5-387-2-061)、日高川左支溪(5-387-2-062)、忠谷(5-387-2-063)、日高川左支溪(5-387-2-064)、日高川左支溪(5-387-2-066)、日高川左支溪(5-387-2-067)、日高川左支溪(5-387-2-068)、鮎川2(6-403-1-904)、日高川右支溪(5-387-1-015)、弾正谷(5-387-1-018)、北ノ谷(5-387-2-022)、日高川右支溪(5-387-2-023-1)、丹生ノ川右支溪(5-387-2-074)、丹生ノ川右支溪(5-387-2-075)、丹生ノ川右支溪(5-387-2-076)、フドノ谷(5-387-2-079)、丹生ノ川右支溪(5-387-2-080)、近露(I-1431)、近露(I-1441)、城之峰(I-4347)、近露峰1(I-4348)、近露一里石1(I-4352)、近露城ノ峰2(II-5954)、近露関ノ平1(II-5955)、近露関ノ平2(II-5956)、近露峰2(II-5957)、近露一里石4(II-5970)、近露峰3(II-6076)、近露柿平1(II-6078)、田ノ向(II-6617)、近露道中1(III-3439)、近露城ノ峰4(III-3440)、近露一里石5(III-3442)、近露木ノ下(III-3445)、近露関ノ平3(III-3454)、野中一里石2(III-3447)、中辺路町近露(101)(I-60813)、中辺路町近露(102)(I-60814)、中辺路町近露(103)(I-60815)、中辺路町近露(105)(II-60817)、中辺路町近露(106)(II-60818)、中辺路町近露(107)(II-60819)、中辺路町近露(108)(II-60820)、中辺路町近露(109)(II-60821)、中辺路町近露(110)(II-60822)、中辺路町近露(111)(II-60823)、西2(I-1146)、西西1(I-4041)、西西2(I-4048)、西西3(II-4682)、西西4(II-4685)、東小瀬(II-4698)、亀畑(I-1163)、恩行司・恩行司(I-1164)、本殿原(I-1169)、脇1(I-1170)、川成(I-1171)、谷口(I-1203)、殿原平・恩行司(I-4043)、殿原滝の首(II-4666)、殿原上平1(II-4668)、殿原富士ヶ瀬(II-4669)、殿原天方(II-4672)、殿原上平2(II-4674)、殿原上平3(II-4676)、殿原柿平(II-4679)、殿原富登野1(II-4686)、小原(II-4687)、殿原小原(II-4688)、殿原富登野2(II-4697)、西(101)(II-60824)、殿原(102)(II-60826)、殿原(103)(I-60827)

## (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

## (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 2 土砂災害警戒区域

## (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

## (2) 土砂災害警戒区域の名称

久保谷(5-387-2-033)、日高川右支溪(5-387-1-016)、風呂ノ谷(5-387-1-017)、日高川右支溪(5-387-2-023-2)、丹生ノ川右支溪(5-387-1-028)、久ノ谷(5-387-1-029)、小原谷(5-387-1-030)、丹生ノ川右支溪(5-387-2-077)、中辺路町近露(104)(II-60816)、殿原(101)(II-6082

5)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第901号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3450	有田郡有田川町大字下津野 字紺屋垣内652番2の一部	和歌山市三番丁85番地 スミカ株式会社 代表取締役 吉松三喜	平成 30.7.26	6.00	43.50

**公安委員会告示****和歌山県公安委員会告示第36号**

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成30年8月7日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

## 1 審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

## 2 審査日時

平成30年11月30日（金）午前10時から午後5時まで

## 3 審査場所

和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部

## 4 定員

合計10名

## 5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
- (2) 所属する営業所が和歌山県内にある者

(3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

#### 6 審査の種別及び級に応じた要件

(1) 空港保安警備業務1級

旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。

(2) 空港保安警備業務2級

旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。

(3) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備1級に合格していること。

(4) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。

(6) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。

(9) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。

(10) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。

#### 7 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

#### 8 申出期間

平成30年10月17日（水）及び同月18日（木）の2日間の各日とも午前10時から午後5時までの間

#### 9 審査を希望する者の手続

(1) 審査を希望する者（以下「審査希望者」という。）は、8の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（審査受付専用電話番号：073-423-3344）に対し、電話による審査希望の事前申出を行うこと。

なお、事前申出は先着順に受け付け、申出者の人数が定員に達したときは受付を締め切る。

(2) 事前申出時の注意事項

ア 審査受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。

ウ 1回の審査で、2以上の種別及び級の審査を受けることはできない。

エ 事前申出は、受付担当者からの審査希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

オ 審査に関して不明な点がある場合は、事前に12の問合せ先に確認しておくこと。

カ 事前申出の手続を経た審査希望者を審査予定者とする。

#### 10 審査申請書等の提出に関する手続

(1) 審査申請書等の提出期間及び提出方法

9により審査予定者となった者は、平成30年10月23日（火）及び同月24日（水）の2日間の各日とも午前9時から午後5時までの間に、（2）の書類等を（3）の警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に（2）の書類等を提出しなかった場合は、審査予定者に決定していることを無効とする。

(2) 提出する審査申請書類等

ア 審査申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円（和歌山県証紙により納付すること。）

オ その他

（ア）和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所地が明らかとなる書面をいう。） 1通

（イ）和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

（ウ）和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、（ア）又は（イ）のいずれかの書面 1通

（エ）和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、（ア）及び（イ）の書面は要しない。

(3) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所地を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

11 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

12 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3058）

## 監査委員告示

### 和歌山県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人坂井俊介の監査の事務を補助させることができる旨の協議が整ったので、次のとおり告示する。

平成30年8月7日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 河 野 ゆ う

和歌山県監査委員 中 村 裕 一

和歌山県監査委員 中 本 浩 精

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
池田学	大阪府大阪市西淀川区姫里三丁目11番30号	平成30年7月31日から 平成31年3月31日まで
辻戸亮平	兵庫県西宮市樋之池町7番4-4401号	平成30年7月31日から 平成31年3月31日まで
前橋佑也	大阪府大東市住道一丁目8番8号 メゾンパティオ住道306号	平成30年7月31日から 平成31年3月31日まで
岡部隆昭	兵庫県西宮市松山町5番12-107号	平成30年7月31日から 平成31年3月31日まで
松尾恭平	大阪府大阪市北区天神西町7番13-501号	平成30年7月31日から 平成31年3月31日まで
永田祐司	京都府京都市左京区鹿ヶ谷法然院町8番地3	平成30年7月31日から 平成31年3月31日まで

## 公 告

### 公 告

県が設置する和歌山県勤労福祉会館における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県勤労福祉会館
- (2) 所在地 和歌山市北出島一丁目5番47号
- (3) 規模等
  - ア 敷地面積 約2,460㎡
  - イ 延床面積 3,204.76㎡
  - ウ 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建て

#### 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県勤労福祉会館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

#### 3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

#### 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県勤労福祉会館設置及び管理条例（昭和59年条例第37号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

## 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

## 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

## (1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 平成30年8月7日（火）から同月24日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

## (2) 現地説明会

- ア 日時 平成30年8月28日（火）午前10時
- イ 場所 和歌山県勤労福祉会館3階 特別会議室  
和歌山市北出島一丁目5番47号
- ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

## (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

- ア 参加申込書の配布
  - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
  - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申込書の提出方法
  - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
  - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
  - (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

## (4) 申請に係る質問等

- ア 期間 平成30年8月29日（水）から同年9月11日（火）まで
- イ 回答日 平成30年9月18日（火）
- ウ 注意事項
  - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
  - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

## (5) 申請受付期間等

- ア 期間 平成30年9月19日（水）から同年10月3日（水）まで
- イ 選定結果の通知及び公表 平成30年11月上旬（予定）

## (6) 指定管理者としての指定

平成31年1月上旬（予定）

## 7 問合せ先

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-2790  
ファクシミリ番号 073-422-5004

## 公 告

県が設置する紀三井寺公園及び和歌山県宮相撲競技場における指定管理者を次のとおり募集するので公

告する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 紀三井寺公園

ア 所在地 和歌山市紀三井寺、内原、毛見、布引地内

イ 面積 約17.66ha

ウ 施設

(ア) 陸上競技場

建物構造 鉄筋コンクリート造、地上4階

建物面積 延べ面積13,239.21㎡、建築面積7,369.71㎡

トラック 1周400m×9レーン

席数 約19,200席（芝生席約5,950席を含む。）

その他 トレーニング室、ナイター設備、大型映像装置、会議室等

(イ) 野球場

建物構造 鉄筋コンクリート造、地上3階

建物面積 延べ面積6,753.37㎡、建築面積3,572.22㎡

席数 約13,200席（芝生席約6,570席を含む。）

その他 両翼98m、ナイター設備、スコアボード、会議室等

(ウ) 球技場・補助競技場 トラック1周400m×8レーン、管理棟

(エ) 庭球場 8面、ナイター設備、クラブハウス等

(オ) 登はん競技場 競技用1面、練習用1面

(カ) 園地 児童公園、子供広場、公衆トイレ等

(キ) 園路 旧紀三井寺緑地（延長約2.8km。遊具、公衆トイレ等を含む。）

(ク) 駐車場 約630台

(2) 和歌山県営相撲競技場

ア 所在地 和歌山市有田屋町地内

イ 面積 3,125㎡

ウ 施設

(ア) 相撲競技場（屋外、屋根付き、延床面積1,719㎡）

(イ) 室内練習場（屋内、管理棟内）

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び紀三井寺公園及び和歌山県営相撲競技場指定管理業務仕様書に記載する業務

3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ、和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）及び和歌山県営相撲競技場設置及び管理条例（昭和36年和歌山県条例第10号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。
- なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

#### 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に主たる事務所又は本店を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
  - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
  - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
- ア 配布期間 平成30年8月7日（火）から同月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
  - イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階  
（和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載）
- (2) 現地説明会
- ア 日時 平成30年8月22日（水）午後2時30分
  - イ 場所 紀三井寺公園野球場1階 B会議室  
和歌山市毛見200番地
  - ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学
- (3) 現地説明会の参加手続
- 現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。
- ア 参加申込書の配布
    - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
    - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
  - イ 参加申込書の提出方法
    - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
    - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
    - (ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ  
なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。
- (4) 申請に係る質問等
- ア 質問方法 質問票（任意形式。ただしA4版とする。）を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の間合せ先へ提出すること。  
なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。
  - イ 受付期間 平成30年8月23日（木）から同月28日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
  - ウ 回答予定日 平成30年9月4日（火）
  - エ 注意事項
    - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
    - (イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答す

る。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成30年9月7日（金）から同月21日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成30年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成31年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

## 公 告

県が設置する河西緩衝緑地における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 河西緩衝緑地湊緑地

ア 所在地 和歌山市湊地内

イ 面積 2.95ha

ウ 施設 ソフトボール場、庭球場（2面）、駐車場、遊具、管理棟等

(2) 河西緩衝緑地松江緑地

ア 所在地 和歌山市松江、松江中、松江東地内

イ 面積 6.2ha

ウ 施設 多目的運動広場、庭球場（2面、ナイター設備）、駐車場、遊具、管理棟等

(3) 河西緩衝緑地西松江緑地

ア 所在地 和歌山市松江、古屋、松江西地内

イ 面積 6.17ha

ウ 施設 体育館（アリーナ、大・中・小会議室、茶室、卓球場、管理事務所等）、野球場（ナイター設備）、サッカー場（ナイター設備）、林間広場、遊具、駐車場等

(4) 河西緩衝緑地東松江緑地

ア 所在地 和歌山市松江、松江東地内

イ 面積 5.62ha

ウ 施設 遊具、広場、原っぱ、駐車場、管理棟等

(5) 河西緩衝緑地河西公園

ア 所在地 和歌山市西庄、古屋、本脇地内

イ 面積 31.49ha

ウ 施設 プール（2面、管理棟）、庭球場（2面）、広場、遊具、駐車場等

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他河西緩衝緑地指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び河西緩衝緑地指定管理

業務仕様書に記載する業務

3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ、和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に主たる事務所又は本店を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
  - (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
  - (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
  - (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
  - (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
  - (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
  - (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
  - (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
    - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
    - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
    - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
    - ア 配布期間 平成30年8月7日（火）から同月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
    - イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階  
（和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載）
  - (2) 現地説明会
    - ア 日時 平成30年8月21日（火）午前9時30分
    - イ 場所 河西緩衝緑地西松江緑地体育館2階 中会議室  
和歌山市松江2000番地
    - ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学
  - (3) 現地説明会の参加手続  
現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。
    - ア 参加申込書の配布
      - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
      - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
    - イ 参加申込書の提出方法
      - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
      - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
      - (ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ  
なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。
  - (4) 申請に係る質問等
    - ア 質問方法 質問票（任意形式。ただしA4版とする。）を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

イ 受付期間 平成30年8月23日（木）から同月28日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 回答予定日 平成30年9月4日（火）

エ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成30年9月7日（金）から同月21日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成30年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成31年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

## 公 告

県が設置する和歌公園における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年8月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 和歌公園（片男波公園）

ア 所在地 和歌山市和歌浦南地内

イ 面積 6.31ha

ウ 施設 健康館、万葉館、野外ステージ、園地、園路、駐車場等

(2) 和歌公園（津屋公園・城跡山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.95ha

ウ 施設 遊具等

(3) 和歌公園（奠供山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.66ha

ウ 施設 園路、樹木等（現況山林）

(4) 和歌公園（雲蓋山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.45ha

ウ 施設 樹木等（現況山林）

(5) 和歌公園（鏡山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.44ha

ウ 施設 駐車場、樹木等

(6) 和歌公園（妹背山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦中地内

イ 面積 0.37ha

ウ 施設 観海閣、三断橋等

(7) 和歌公園（権現山地区）

ア 所在地 和歌山市和歌浦西地内ほか

イ 面積 33.37ha

ウ 施設 園路、樹木等（現況山林）

(8) 和歌公園（8の字公園）

ア 所在地 和歌山市和歌浦南地内

イ 面積 1.15ha

ウ 施設 遊具、トイレ2か所、樹木等

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他和歌公園指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び和歌公園指定管理業務仕様書に記載する業務

3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ、和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に主たる事務所又は本店を有しないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法

律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの

- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
- ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
- イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
- (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

## 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

### (1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 平成30年8月7日（火）から同月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階  
(和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載)

## (2) 現地説明会

- ア 日時 平成30年8月22日（水）午前9時30分  
イ 場所 和歌公園片男波公園健康館1階 多目的室  
和歌山市和歌浦南三丁目1700  
ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学

## (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。

## ア 参加申込書の配布

- (ア) 配布期間 (1) アに同じ。  
(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

## イ 参加申込書の提出方法

- (ア) 提出期間 (1) アに同じ。  
(イ) 提出場所 (1) イに同じ。  
(ウ) 提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

## (4) 申請に係る質問等

- ア 質問方法 質問票（任意形式。ただしA4版とする。）を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

- イ 受付期間 平成30年8月23日（木）から同月28日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- ウ 回答予定日 平成30年9月4日（火）

## エ 注意事項

- (ア) 口頭による質問には回答を行わない。  
(イ) 質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

## (5) 申請受付期間等

- ア 期間 平成30年9月7日（金）から同月21日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- イ 選定結果の通知及び公表 平成30年11月上旬

## (6) 指定管理者としての指定

平成31年1月上旬

## 7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
電話番号 073-441-3230  
ファクシミリ番号 073-441-3232  
電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp

## 公 告

県が設置する秋葉山公園県民水泳場における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成30年8月7日

## 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(以下「施設」という。)の概要

(1) 名称 秋葉山公園県民水泳場

(2) 所在地 和歌山市秋葉町地内

(3) 施設規模

ア 敷地面積 約2.7ha

イ 建築面積 8,657.26㎡

ウ 延床面積 25,206.31㎡

(4) 施設

ア 屋内施設

(ア) メインプール(温水)

50m国際公認プール(10コース、可動壁により25m国内公認プールとして利用可、可動床(0m~2.0m))

その他の施設として、観客席(2,070席)、ジャグジー、大型映像装置等附属設備

(イ) サブプール(温水)

25mプール(8コース、可動床(0m~1.4m))

その他の施設として、子どもプール(温水、面積約40㎡、水深0.3m程度)、マッサージプール(温水、面積約20㎡、水深1.2m程度)

(ウ) トレーニングルーム(約180㎡)

(エ) 会議室(約100㎡)

イ 屋外施設

(ア) 遊泳プール(A)

面積約180㎡、水深0.7m程度、ウォータースライダー(L=29.0m)

(イ) 遊泳プール(B)

面積約470㎡、水深0.8m程度、一部流水式

(ウ) 幼児プール

面積約80㎡、水深0~0.3m程度

(エ) 展望プール

ウ その他

(ア) 駐車場(地下式231台収容)

(イ) 外構施設一式(国道42号からの進入路、階段、駐輪場、植栽、屋外エレベーター等)

## 2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の運営に関する業務

(2) 施設の維持管理に関する業務

(3) その他秋葉山公園県民水泳場指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び秋葉山公園県民水泳場指定管理業務仕様書に記載する業務

## 3 指定の予定期間

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

## 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体(複数の団体から構成される共同体(以下「コンソーシアム」という。)を含む。以下「団体」という。)とする。

(1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営し、かつ、県民水泳場設置及び管理条例(昭和41年和歌山県条例第23号)に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。

(2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定する

こと。

(3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。

(4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

#### 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

(1) 申請時点で、県内に主たる事務所又は本店を有しないもの

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当するもの

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法(平成16年法律第75号)に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づき、整理開始の命令を受けているもの

(5) 国、地方公共団体その他の公共団体(以下「公共機関」という。)の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの

(7) 役員等(団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者(個人である者に限る。)をいう。)又は従たる事務所等(当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。)の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの

ア 和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者

(8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定。以下「停止要領」という。)の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(11) 県内の公共機関が執行する入札(指定管理者の指定を含む。)に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの

(12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、

その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの

(13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

#### 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

##### (1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成30年8月7日（火）から同月20日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1 和歌山県庁南別館10階

（和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課ホームページへも掲載）

##### (2) 現地説明会

ア 日時 平成30年8月21日（火）午後2時30分

イ 場所 秋葉山公園県民水泳場地下1階 会議室

和歌山市秋葉町4番11号

ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学

##### (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により現地説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

（ア）配布期間 (1) アに同じ。

（イ）配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

（ア）提出期間 (1) アに同じ。

（イ）提出場所 (1) イに同じ。

（ウ）提出方法 持参、電子メール又はファクシミリ

なお、電子メール又はファクシミリにより現地説明会参加申込書を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

##### (4) 申請に係る質問等

ア 質問方法 質問票（任意形式。ただしA4版とする。）を持参、電子メール又はファクシミリにより、7の問合せ先へ提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリにより質問票を提出する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受取を確認すること。

イ 受付期間 平成30年8月23日（木）から同月28日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

ウ 回答予定日 平成30年9月4日（火）

エ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成30年9月7日(金)から同月21日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成30年11月上旬

(6) 指定管理者としての指定

平成31年1月上旬

7 問合せ先

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-3230

ファクシミリ番号 073-441-3232

電子メールアドレス e0809001@pref.wakayama.lg.jp